

保険金などのご請求手続きとお支払事例

契約日が2018年4月1日以前の商品対応版

保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために

お支払いできる場合、
お支払いできない場合の具体的な事例

保存版

重要な冊子ですので、
大切に保存してください。



お問い合わせは

第一生命コンタクトセンター

 0120-157-157

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土・日曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

はじめに	1
主な用語のご説明	2
ご請求手続きの流れ	3
保険金などをもらえなくご請求いただくために ご確認ください	5

具体的な事例のご案内

事例1 責任開始期前の発病	11
事例2 告知義務違反による解除	13
事例3 高度障害保険金のお支払い	14

入院・手術などを保障する主契約・特約にご加入の場合

新総合医療特約D(H22)・無配当終身医療保険などにご加入の場合

事例4 日帰り入院	15
事例5 支払対象となる手術、 ならない手術	16

総合医療特約D・疾病特約(S62)・疾病特約(S56)などにご加入の場合

事例6 入院日数の条件	17
事例7 支払対象となる手術、 ならない手術	18

入院を保障する主契約・特約の事例

事例8 「1回の入院」の 支払限度日数	19
事例9 複数回の入院	20
事例10 検査のための入院の取り扱い	21

事例11 先進医療給付金のお支払い

特定状態保障定期保険特約・特定状態収入保障特約・
保険料払込免除特約(H25)などにご加入の場合

事例12 悪性新生物＝がん	23
事例13 急性心筋梗塞	24
事例14 脳卒中	25
事例15 介護保険金のお支払い	26

傷害特約D・災害割増特約Dなどにご加入の場合

事例16 不慮の事故の判断	27
事例17 重大な過失による免責	28

保険金などをお支払い
できないその他の代表例

29

はじめに

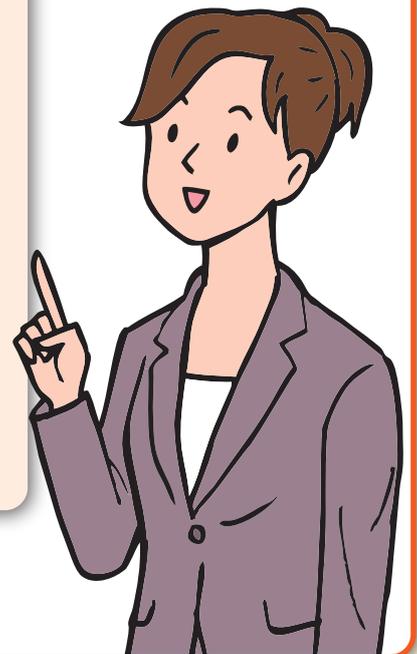
この冊子は、保険金などをもらえなくご請求いただくために、手続きの流れやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などを掲載しています。

《契約者の方へお願い》

万一の場合に備え、保険金などの受取人へあらかじめ契約内容についてご説明のうえ、請求手続きについてはこの冊子をご確認いただくようお願いください。

ご注意

- 具体的な事例は代表的なものを掲載しています。保険種類や加入時期などにより取り扱いが異なる場合があります。加入契約の取り扱いに関しましては、「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。
- この冊子は、第一生命が引き受けている生命保険のうち、個人保険の保険金などのお支払いについてご説明しています。当社が事務幹事として引き受けている団体保険の保険金などのお支払いについては、第一生命ホームページ (<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>) 「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をご覧ください。
- 第一フロンティア生命、ネオファースト生命、アフラック、損保ジャパン日本興亜の保険に関する保険金などのお支払いについては、それぞれの保険会社にご照会ください。



主な用語のご説明

約 款	「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。普通保険約款と特約条項が異なる場合は、特約条項が優先的に適用されます。						
契 約 者	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料の払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます。						
被 保 険 者	保険がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。						
受 取 人	保険金・給付金・年金などを受け取る人のことをいいます。 <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> 〈受取人の例〉 <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">死亡保険金</td> <td style="padding: 0 5px;">➡</td> <td>死亡保険金受取人</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">入院給付金・手術給付金</td> <td style="padding: 0 5px;">➡</td> <td>被保険者（こども保険など、契約者の場合もあります。）</td> </tr> </table> </div>	死亡保険金	➡	死亡保険金受取人	入院給付金・手術給付金	➡	被保険者（こども保険など、契約者の場合もあります。）
死亡保険金	➡	死亡保険金受取人					
入院給付金・手術給付金	➡	被保険者（こども保険など、契約者の場合もあります。）					
生命保険募集人	生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。						
生命保険面接士	生命保険のご契約の際、告知事項などを確認する人のことをいいます。生命保険協会が行う資格試験に合格した者が、生命保険面接士として認定されます。						
保 険 料	保障の対価として、契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。						
責任開始期	ご契約の締結または復活に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。なお、復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします。						
復 活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。						
支 払 事 由	保険金・給付金・年金などが支払われる場合のことをいいます。						
免 責 事 由	支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金・年金などをお支払いできない事由のことをいいます。						
告 知 義 務	ご契約（特約）の申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。						

ご請求手続きの流れ

被保険者が亡くなった 入院をした 手術をした

上記のような場合の保険金・給付金ご請求手続きは、以下の流れとなっています。
4ページの **留意事項** とあわせてご確認ください。

お客さま

1 当社へのご連絡

- 保険証券をお手元にご準備ください。
- 領収書や診療明細書など、病院発行の書類がある場合は、あわせてお手元にご準備ください。これらの書類有無を確認させていただく場合があります。
- 受取人より、当社担当者または第一生命コンタクトセンターへご連絡ください。

お問い合わせは

第一生命コンタクトセンター



0120-157-157

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土・日曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)



第一生命

2 請求のご案内

- ご請求にあたっての詳しい案内と、請求書類をお届けします。

お客さま

3 書類のご準備・提出

- 書類をご準備のうえ、ご提出ください。



第一生命

4 提出書類の確認とお支払い

- 提出書類の内容を拝見し、契約の内容にしたがって、保険金などを指定の口座へ送金します。

お客さま

5 お支払内容のご確認

- お支払金額などの明細を郵送しますので、内容をご確認ください。



留意事項

① ご連絡をいただく際に

- 保険金などをもらえなくご請求いただくために、連絡をいただいた際、当社担当者が病名や事故の様子などをうかがいますので、ご了承ください。
- 被保険者本人が病名を知らない場合でも、保険金や給付金をお支払いすることによって、病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、必ずお申し出ください。
- 受取人が請求できない特別な事情がある場合は、代理請求人による請求ができる場合があります。詳しくは当社担当者または第一生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。

② 請求書類について

- 請求書類は、診断書のほか、戸籍抄本（謄本）、住民票などをご提出いただく場合があります。
- 診断書のかわりに、所定の報告書と、病院発行の領収書や診療明細書のコピーをあわせて提出することで請求できる場合があります。
- 死亡事実のわかる住民票のかわりに、死亡届の受理証明書を提出することで請求できる場合があります。
- 病院発行の診断書原本を提出のうえ、請求したにもかかわらず、保険金や給付金がお支払いの対象とならなかった場合、「診断書取得費用相当額」として所定の金額（一律6,000円：2018年4月時点）をお支払いします。なお、ご提出の診断書により保険金や給付金を一部でもお支払いできる場合は、この取り扱いの対象となりません。

③ 書類提出前にご確認ください

- お申し出の保険金や給付金以外にご請求いただけるものがないか、「保険証券」「ご契約のしおり」「約款」でご確認ください。また、本冊子5～9ページもご確認ください。

④ お支払いにあたって

- お支払いの判断は、診断書などの内容にもとづいて行います。診断書などに記載のない病名、入院および手術などについてはお支払いの判断ができないため、保険金や給付金をお支払いできません。
- 提出書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、障害の状態、事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認も含みます）させていただく場合があります。この場合は、当社担当者または当社で委託した者が訪問いたします。
- 保険金などをお支払いするために確認が必要となった場合には、確認先の都合などによって、保険金や給付金のお支払いまでに日数を要する場合があります。この場合のお支払時期については、「約款」をご確認ください。
- お支払いにあたって、保険料の払い込みが確認できない場合には、お支払いする保険金などから保険料を差し引く場合があります。なお、保険料を差し引いた後、保険料の払い込みが確認できた場合には、別途返金いたします。

⑤ お支払内容をご確認ください

- お支払内容にご不明な点があれば明細の「お問い合わせ先」までご連絡ください。たとえば「がんの疑い」で入院し入院給付金を受け取った後に、がんが診断確定された場合、契約内容によっては追加で給付金などをお受け取りいただける可能性があります。

保険金などをもらえなくご請求いただくために ご確認ください

請求の際には、以下の①～⑪のような例に該当するかどうかご確認ください。
ひとつでも該当する場合、ほかにも保険金などをお支払いできる可能性があります。「該当するのでは?」と思われる場合や、ご不明な点がある場合には、当社担当者または第一生命コンタクトセンターまでお問い合わせください。

【確認方法】

「保険証券」をお手元にご準備のうえ、加入契約すべてについてご確認ください。(年1回、契約者にお届けしている生涯設計レポートなどでもご確認いただけます。)



ご注意

- お支払いにはそれぞれいくつかの条件がございます。詳細につきましては、「ご契約のしおり」[約款]をご確認ください。
- 対象となる特約が付加されていない場合など、契約内容によっては保険金などをお支払いできないことがあります。

1

当社にご連絡いただいていない入院、手術、放射線治療などは ありませんか？

入院をした

- ・ほかの病院(転院前の病院)での入院
- ・日帰り入院
- ・身体に異常があり、医師の指示での検査入院
- ・亡くなる前の入院 など

手術を受けた

- ・入院をともなわない手術
- ・内視鏡(ファイバースコープ)によるポリープ切除
- ・亡くなる前に受けた手術 など

放射線治療を受けた

不慮の事故で骨折をした

以下の主契約・特約にご加入の場合
は、お問い合わせください。

例

- 無配当定期医療保険
- 無配当終身医療保険
- 新総合医療特約D(H22)
- 入院一時給付特約D
- 8大生活習慣病入院特約D
- 女性特定疾病入院特約D(H22)
- 無配当女性特定治療特約(2015)

- 特定損傷特約D

2

3大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)や上皮内新生物などになったときにお支払いする契約内容ではありませんか？

3大疾病

所定のがん
がん、肉腫、悪性黒色腫、
白血病 など

急性心筋梗塞
急性心筋梗塞、
再発性心筋梗塞 など

脳卒中
くも膜下出血、脳出血、
脳梗塞 など

上皮内新生物など

上皮内新生物など
上皮内がん、非浸潤がん、
皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、
子宮頸部の高度異形成 など

以下の主契約・特約にご加入の場合は、
お問い合わせください。

例

- 【5年ごと配当付特約】
- 特定状態保障定期保険特約
 - 特定状態充実保障付死亡保障特約
 - 特定疾病保障定期保険特約
 - 指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約
 - 特定状態収入保障特約

【保険料の払い込みを不要とする主契約・特約】

- 5年ごと配当付こども学資保険(2014)「A1型」または「A2型」
- 保険料払込免除特約(H25)

3

所定の障害状態になったときにお支払いする契約内容ではありませんか？

所定の障害状態の例

1級から4級までの
身体障害者手帳が交付された

人工透析を受けた

人工肛門をつけた

心臓ペースメーカーをつけた

片方の腕が完全にまひしてしまった

手や足を切断した

以下の主契約・特約にご加入の場合は、
お問い合わせください。

例

- 5年ごと配当付生活障害年金定期保険「障害・介護型」(1級の身体障害者手帳が交付された場合のみ)

- 【5年ごと配当付特約】
- 特定状態保障定期保険特約
 - 特定状態充実保障付死亡保障特約
 - 特定状態収入保障特約

- 傷害特約D(事故原因のみ)

【保険料の払い込みを不要とする主契約・特約】

- 5年ごと配当付こども学資保険(2014)「A1型」または「A2型」
- 保険料払込免除特約(H25)

4

介護が必要な所定の状態になったときにお支払いする契約内容ではありませんか？

介護が必要な所定の状態の例

公的介護保険の要介護認定を受けた

- ・一人で歩けない
- ・一人で着替えができない
- ・一人で入浴ができない
- ・一人で寝返りができない
- ・一人で排せつができない

などの介護が必要な状態

以下の主契約・特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

例

【5年ごと配当付主契約】

- 生活障害年金定期保険「障害・介護型」または「介護型」（公的介護保険の要介護2以上の認定のみ）
- 介護年金保険（解約返還金なし型）

【5年ごと配当付特約】

- 特定状態保障定期保険特約
- 特定状態充実保障付死亡保障特約
- 特定状態収入保障特約

【保険料の払い込みを不要とする主契約・特約】

- 5年ごと配当付こども学資保険（2014）「A1型」または「A2型」
- 保険料払込免除特約（H25）

5

以下の採取を受けたときにお支払いする契約内容ではありませんか？

骨髄ドナー（提供者）として造血幹細胞採取の目的で

「骨髄採取」を受けた

「末梢血幹細胞採取」を受けた

以下の主契約・特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

- 無配当定期医療保険
- 無配当終身医療保険
- 新総合医療特約D（H22）

6

公的医療保険制度における先進医療を受けたときにお支払いする契約内容ではありませんか？

先進医療に該当する、

検査

診断

投薬

手術

放射線治療

を受けた

以下の主契約・特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

例

- 無配当定期医療保険
- 無配当終身医療保険
- 新総合医療特約D（H22）
- 無配当先進医療特約
- 無配当女性特定治療特約（2015）

7 所定の難病になったときにお支払いする契約内容ではありませんか？

所定の難病の例

厚生労働省指定の特定難病

潰瘍性大腸炎

パーキンソン病

全身性エリテマトーデス

など

お支払いの対象となる特定難病は、第一生命ホームページ(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)の「特定難病給付金の『お支払いの対象となる特定難病』」でご覧いただけます。(サイト内検索もご利用ください。)

以下の特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

例

■特定難病特約D

8 通院したときにお支払いする契約内容ではありませんか？

5日以上入院の前後の通院

以下の特約にご加入の場合は、お問い合わせください。

例

■通院特約D

■無配当通院特約(H14)

■通院特約(H6)

■通院特約※

※「通院特約」は退院後の通院のみの保障となります。

9 不慮の事故により所定の障害状態になった場合、以後の保険料の払い込みが不要となることがあります

所定の障害状態の例

片方の眼が見えなくなった

両方の耳が聞こえなくなった

手や足を切断した

手首と肘の関節が動かなくなった

このような状態になった場合は、お問い合わせください。

10

ほかの契約で妻子型として被保険者となっていないませんか？

被保険者となる特約

以下の特約が付加されている場合は、お問い合わせください。

例

- 5年ごと配当付定期保険特約(妻型)
- 新総合医療特約D(本人・妻子型)
- 総合医療特約D(本人・子型)

11

企業保険や財形保険にご加入の場合は、保険金などをご請求いただける可能性があります

勤務先や所属団体において
企業などが契約者となる保険各種ローンなどをご利用
されている場合に、
金融機関などが契約者となる保険

ご加入の場合は、勤務先や所属団体などのご加入窓口または引受保険会社へお問い合わせください。

例

- 団体定期保険
 - 医療保障保険(団体型)
 - 新医療保障保険(団体型)
 - 総合福祉団体定期保険
 - 拠出型企業年金保険
 - 各種財形保険
-
- 団体信用生命保険

具体的な事例のご案内

以下の表を参考に、具体的な事例をご参照ください。

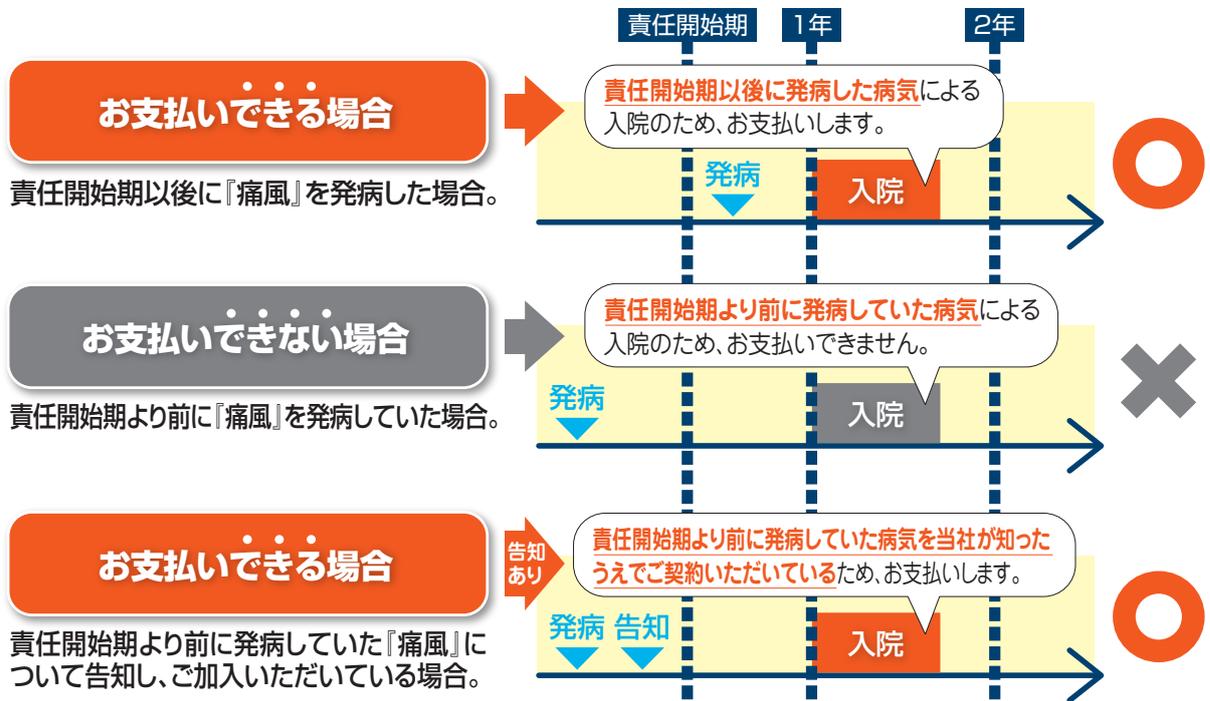
- 対象となる特約が付加されていない場合など、契約内容によっては保険金などがお支払いできないことがあります。
- ひとつの事例で『お支払いできる場合』に該当する場合であっても、他の事例で『お支払いできない場合』に該当する場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

こんな場合は・・・	具体的な事例
入院した場合	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例1 P11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例2 P13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例4 P15</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例6 P17</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例8 P19</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例9 P20</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例10 P21</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例16 P27</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例17 P28</div> </div>
手術を受けた場合	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例1 P11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例2 P13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例5 P16</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例7 P18</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例17 P28</div> </div>
先進医療を受けた場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例11 P22</div>
寝たきりや両眼の失明などの高度な障害状態になった場合	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例1 P11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例2 P13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例3 P14</div> </div>
がん(悪性新生物)の場合	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例1 P11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例2 P13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例12 P23</div> </div>
急性心筋梗塞の場合	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例1 P11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例2 P13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例13 P24</div> </div>
脳卒中の場合	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例1 P11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例2 P13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例14 P25</div> </div>
介護が必要な状態になった場合	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例1 P11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例2 P13</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例15 P26</div> </div>
病気による死亡の場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例2 P13</div>
事故を原因とする死亡や入院の場合	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例1 P11</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例16 P27</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">事例17 P28</div> </div>

1

責任開始期前の発病

責任開始期から1年後に『痛風』で入院した場合



解説

□死亡保険金以外の保険金などは、**契約や特約の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に発生した事故を原因とする場合にはお支払いできません。**

□ただし、責任開始期より前に発病していた病気や発生した事故を原因とする場合でも、約款の規定によりお支払いできることがあります。

<例>

- ・ご加入または復活の際の告知などにより、**責任開始期より前に発病している「病気」に関する事実を当社が知ったうえで、ご加入いただいた場合（責任開始期より前に発生した「事故」を原因とする場合はお支払いできません。）**
- ・責任開始期から2年経過後に開始した入院や手術の場合
- ・転換後契約の場合（12ページもあわせてご確認ください。）
- ・医療保障変更後契約の場合
- ・5年ごと配当付障害保障特約「スーパーリライ」、5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」、5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」の特約障害保険金、5年ごと配当付特定状態収入保障特約「インカムサポート」の特約障害年金において、ご加入の際に告知義務違反がない場合

約款記載の一例

<新総合医療特約D条項(H22)>

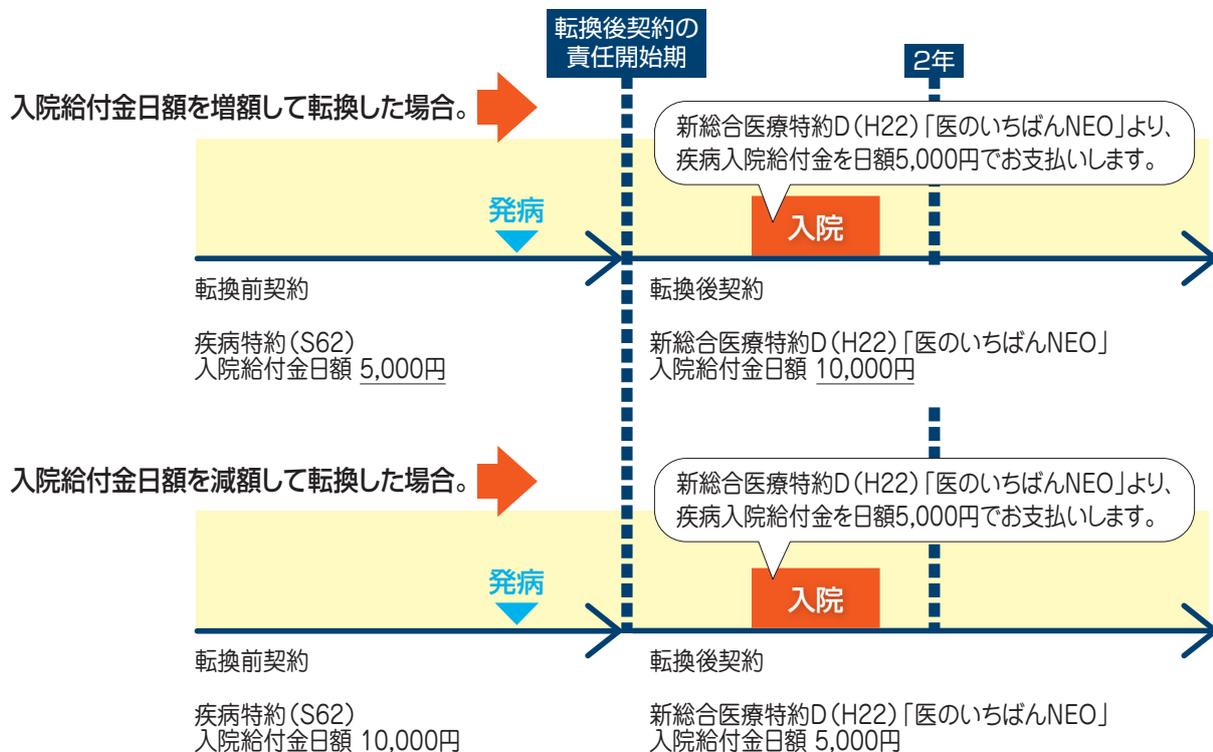
第2条(給付金の支払)抜粋

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
災害入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害 の治療を目的とする入院であること
疾病入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した疾病 の治療を目的とする入院であること

転換後契約の責任開始期前に発病した病気により、転換後入院した場合の例

転換後契約の責任開始期より前に発病していた病気や発生していた事故を原因とする場合でも、転換前契約の責任開始期以後であれば、転換後契約では、その原因が転換後に生じていたものとみなして取り扱います。ただし、転換後の特約の入院給付金日額が、被転換契約におけるそれに対応する金額をこえる部分については、転換後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。



ご注意

転換前後の保障内容によっては、お支払いできない場合があります。

2

告知義務違反による解除

お支払いできる場合

契約前に「血圧が高いこと」について**正しく告知されて**特別条件付(保険料の上乗せ)でご加入し、その1年後に『高血圧』を原因とする『脳卒中』で亡くなられた場合。

ご加入に際して、告知義務違反がないため、

死亡保険金をお支払いします



お支払いできない場合

「肝硬変で通院中であること」について、**正しく告知されず**にご加入し、その1年後に『肝硬変』を原因とする『肝臓がん』で亡くなられた場合。

告知義務違反により契約は解除となり、

死亡保険金はお支払いできません



解説

□ご加入または復活の際、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始期(復活の場合は復活の際の責任開始期)から2年以内であれば当社は契約を解除し、保険金などをお支払いできないことがあります。(※1・2)

(※1)責任開始期から2年を経過していても、2年以内に保険金などの支払事由が発生していた場合には、契約を解除することがあります。

(※2)死亡や入院などが解除の原因となった事実によらなかったときは、保険金などをお支払いします。

□契約が解除された場合には、解約返還金と同額の返還金を契約者にお支払いしますが、多くの場合この返還金はまったくないか、あってもごくわずかです。なお、すでに払い込まれた保険料はお返ししません。

□**生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)や生命保険面接士に口頭でお話されただけでは告知したことはならず、告知義務違反で契約が解除となる場合があります。**

□告知にあたり、解除の原因となる事実について、生命保険募集人が告知をすることを妨げたととき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社は契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社は契約を解除することができます。

約款記載の一例

〈5年ごと配当付終身保険普通保険約款〉

(第21条(告知義務違反による解除)抜粋)

1. 保険契約者または被保険者が、**故意または重大な過失によって、第20条(告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合**には、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当社は、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、**保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。**

3

高度障害保険金のお支払い

お支払いできる場合

6か月前に、『くも膜下出血』を発症し、その時から意識不明が続いている。寝たきりの状態で、身の回りのことを自分でできない。様々な検査の結果、現在の病状は今後回復の見込みがないと主治医から言われている場合。

「終身常に介護を要するもの」に該当するため、



高度障害保険金をお支払いします

お支払いできない場合

『脳梗塞』による後遺症のため、左半身が完全にまひしてしまった(左半身不随)が、6か月間のリハビリテーションによって、杖を使って歩行ができるようになった。食事や入浴なども部分的に介助を要するものの、現在身の回りのことはほぼ自分でできる状態の場合。

食事や入浴などに部分的な介助が必要なものの、身の回りのことはほぼ自分ででき、「終身常に介護を要するもの」には該当しないため、



高度障害保険金はお支払いできません

解説

- 「常に介護を要するもの」とは、日常生活動作である①食物の摂取、②排便、③排尿、④排便および排尿の後始末、⑤衣服の着脱、⑥起居(横になった状態から起き上がって座位を保つこと)、⑦歩行、⑧入浴のいずれもが、**自力で行うことができないために常に他人の介護を要する状態**をいいます。
- リハビリ・手術などにより障害状態が改善される可能性があり症状が固定しているとはいえない場合は、高度障害状態には該当しません。

ご注意

お支払いの対象となる「高度障害状態」は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

約款記載の一例

〈5年ごと配当付終身保険普通保険約款〉

表1 対象となる高度障害状態(抜粋)

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考	
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、 終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、 つぎの1から8までの項目すべてについて 、それぞれつぎに定める行為が自分でできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。	
	項目	行為
	1.食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
	2.排便	洋式便器に座った状態で排便すること(便器に座るまでの行為は含みません。)
	3.排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること(便器に座るまでの行為は含みません。)
	4.排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること
	5.衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
	6.起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと
	7.歩行	立った状態から歩くこと
8.入浴	一般家庭浴槽に出入りすること	

※対象となる高度障害状態は上記以外にもございます。詳細につきましては、「ご契約のしおり」「約款」をご参照ください。

事例

4 入院給付金のお支払い(日帰り入院)

新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」の場合

お支払いできる場合

大腸ポリープ切除術を受け、しばらくベッドで安静にした後、その日のうちに帰宅したが、**1日分の入院料(入院基本料)を病院に支払った**場合。

「日帰り入院」に該当するため、

入院給付金をお支払いします



お支払いできない場合

白内障の手術を受けたが、その日のうちに帰宅し、**入院料(入院基本料)を病院に支払っていない**場合。

「入院」に該当しないため、

入院給付金はお支払いできません



解説

- 「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。お支払いの対象となる「入院」に該当するかどうかは、「入院基本料」の支払いの有無(医療機関の領収書で確認)などを参考に、当社が判断します。なお、「入院基本料」ではなく、「短期滞在手術等基本料1」の支払いがある場合は、お支払いの対象となる「入院」に該当しません。
- 手術後に休憩室・回復室・診察ベッドなどで安静を取られたとしても、外来扱いの場合は、入院給付金はお支払いできません。

ご注意

「日帰り入院」の保障は、新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」のほか、新総合医療特約D「医のいちばん」や無配当終身医療保険「メディカルエール(終身型)」などの1日以上入院を保障するタイプの主契約・特約に限ります。

約款記載の一例

〈新総合医療特約D条項(H22)〉

第2条(給付金の支払)抜粋

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
疾病入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (中略) (3)その入院の日数が、(1)の疾病の治療を目的としてこの特約の保険期間中に 1日以上 となったこと

備考

3.入院の日数が1日となる入院

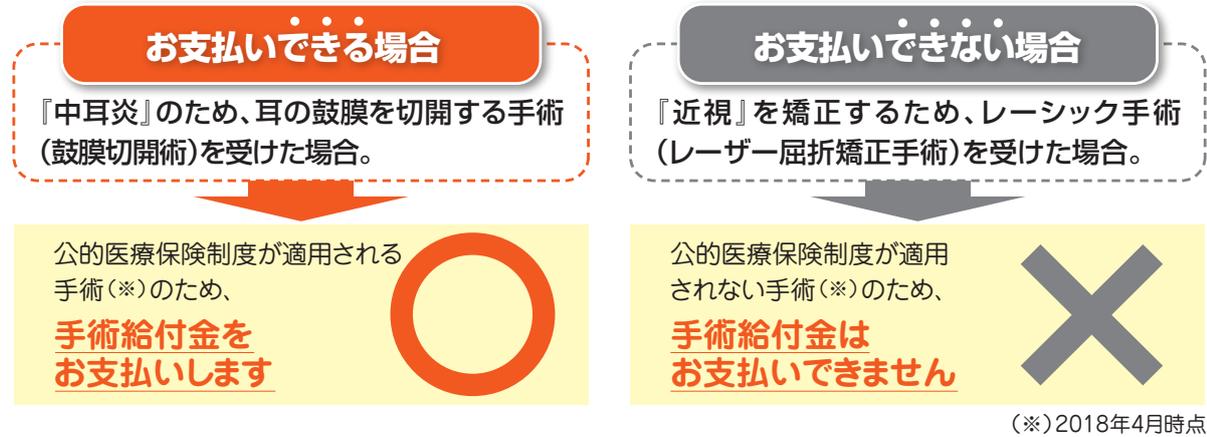
入院の日数が1日となる入院については、別表4に定める**入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。**

新総合医療特約D(H22)などにご加入の場合

5

手術給付金のお支払い(支払対象となる手術、ならない手術)

新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」の場合



解説

- 手術を受けた時点で、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」において、「手術料」の算定対象として列挙されている手術に該当する場合、手術給付金をお支払いします。ただし、つぎの7種類の手術は除きます。

【お支払いできない手術】

- (a)創傷処理 (b)皮膚切開術 (c)デブリードマン
 (d)骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e)涙点プラグ挿入術
 (f)鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 (g)抜歯手術

- 手術給付金の金額は、手術の種類や内容にかかわらず、入院中に手術を受けた場合には入院給付金日額の20倍、外来で受けた場合は5倍をお支払いします。手術後に休憩室・回復室・診察ベッドなどで安静を取られたとしても、外来扱いの場合は、お支払額は入院給付金日額の5倍となります。

ご注意

- ・上記事例の新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」は、手術を受けた時点で「約款に定める先進医療に該当する手術」を受けた場合も手術給付金のお支払い対象となります。
- ・所定の手術を受けた場合にお支払いの対象となる特約には、ほかにも女性特定治療特約D「レディエール」や無配当女性特定治療特約(2015)「レディエールモア」などがあります。
- ・所定の放射線治療を受けた場合もお支払いの対象となります。
- ・上記事例の「レーシック手術」は、総合医療特約D「わんつーメディカル」や疾病特約(S62)であればお支払いの対象となります。

約款記載の一例

〈新総合医療特約D条項(H22)〉

第2条(給付金の支払)抜粋

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
手術給付金	<p>(1) その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けたつぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(ア)別表5に定める公的医療保険制度における別表6に定める医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(別表5に定める公的医療保険制度における別表7に定める歯科診療報酬点数表(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。ただし、つぎに定めるものに該当するものを除きます。</p> <p>(a)創傷処理 (b)皮膚切開術 (c)デブリードマン (d)骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e)涙点プラグ挿入術 (f)鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 (g)抜歯手術</p> <p>(イ)別表8に定める先進医療に該当する診療行為(診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。)</p> <p>(2) その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中以外に受けた(1)の(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること</p>

事例

6

入院給付金のお支払い(入院日数の条件)

疾病特約(S62)(5日目以降支払タイプ)の場合

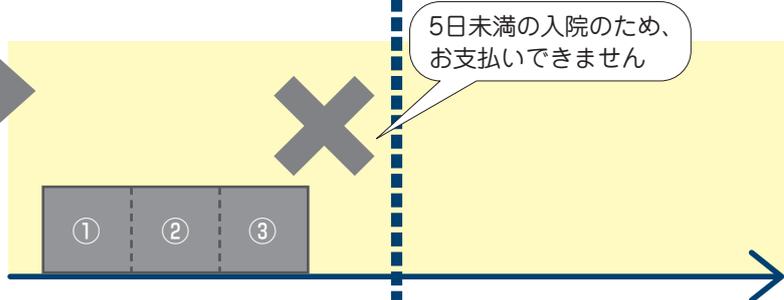
お支払いできる場合

病気により、たとえば継続して**7日間**入院した場合。



お支払いできない場合

病気により、たとえば継続して**3日間**入院した場合。



解説

- 入院給付金をお支払いする特約にはいくつかの種類がありますが、いずれも約款で最低限必要な入院日数を定めています。
- 約款で定める日数に満たない入院については、入院給付金はお支払いできません。(ただし、転入院または再入院した場合で、前回退院後、今回入院までの期間が30日以内の場合、継続した1回の入院とみなす場合があります。)
- 入院給付金をお支払いする主契約・特約には、上記のほか以下のようなタイプがあります。
 - ・ **1日以上**の入院が対象となるタイプ(新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」、新総合医療特約D「医のいちばん」など)
 - ・ 継続して**2日以上**の入院が対象となるタイプ(総合医療特約D「わんつーメディカル」など)
 - ・ 継続して**20日以上**の入院が対象となるタイプ(疾病特約(S56)など)

ご注意

上記「お支払いできない場合」の事例であっても、新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」、新総合医療特約D「医のいちばん」、総合医療特約D「わんつーメディカル」などは、約款で定める入院日数の条件を満たすため、3日分の入院給付金をお支払いします。

約款記載の一例

〈疾病特約条項(S62)〉

第2条(入院給付金の支払)抜粋

支払事由	給付金額
会社は、主契約の被保険者(中略)が、つぎに定めるところにすべて該当する入院をしたときに、(中略)入院給付金を被保険者(中略)に支払います。 1.(3)その入院の日数が、(中略)この特約の保険期間中に 継続して5日以上 となったこと	2.(前略)支払う入院給付金の金額は、入院1回につき入院給付金日額(中略)に、(中略)入院日数から、 入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数 を乗じて得た金額とします。

総合医療特約Dなどにご加入の場合

7

手術給付金のお支払い(支払対象となる手術、ならない手術)

総合医療特約D「わんつーメディカル」の場合



解説

- 総合医療特約D「わんつーメディカル」や疾病特約(S62)などの手術給付金は、約款の「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術を受けた場合にお支払いします。
- 以下は、約款の「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術ではないため、手術給付金はお支払いできません。
 - <お支払いできない手術の代表例>
 - ・扁桃炎に対する扁桃摘出術
 - ・手指や足指の骨折に対する手術 など

ご注意

主契約や特約の発売時期や種類によって、お支払いできる手術の種類と給付倍率が異なります。したがって、**同じ手術であっても、一方の契約ではお支払いできるものの、もう一方の契約ではお支払いできない、といった違いが生じる場合があります。**たとえば白内障手術の場合、総合医療特約D「わんつーメディカル」ではお支払いの対象となりますが、1981年9月まで販売の疾病特約ではお支払いできません。

約款記載の一例

〈総合医療特約D条項〉

別表3(対象となる手術および給付倍率表)抜粋

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1~88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

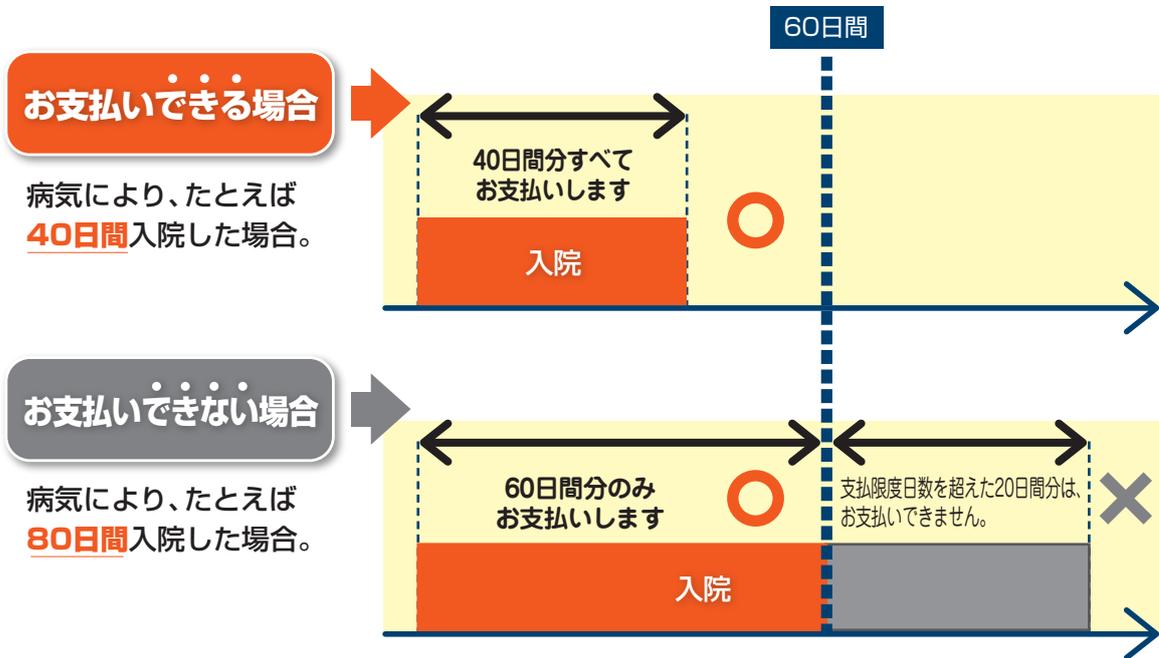
手術番号	手術の種類	給付倍率	手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術			33	ヘルニア根本手術	10
1	植皮術(25cm ² 未満は除く。)	20	34	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
2	乳房切断術	20	35	直腸脱根本手術	20
§筋骨の手術(抜釘術は除く。)			36	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの)	20
3	骨移植術	20			

事例

8

入院給付金のお支払い(「1回の入院」の支払限度日数)

新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」(60日型)の場合



解説

□入院給付金をお支払いする主契約・特約には、約款で1回の入院に対してお支払いできる限度日数を定めています。1回の入院に対する支払限度日数には、以下のタイプがあります。

- ・ **60日**が支払限度となっているタイプ
- ・ **120日**が支払限度となっているタイプ
- ・ **240日**が支払限度となっているタイプ

ご注意

- ・ 1回の入院についての支払限度日数が新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」よりも長期となる「8大生活習慣病入院特約D」を付加されている場合、新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」が1回の入院についての支払限度に達していても、「8大生活習慣病入院特約D」からは引き続きお支払い可能な場合があります。同様に、無配当定期医療保険「メディカルエール(定期型)」、無配当終身医療保険「メディカルエール(終身型)」の「B1型」「B2型」にご加入の場合で、1回の入院についての支払限度日数が、「疾病入院給付金」よりも「生活習慣病入院給付金」のほうが長期となる型を指定されている場合も、「生活習慣病入院給付金」が引き続きお支払い可能な場合があります。

約款記載の一例

〈新総合医療特約D条項(H22)〉

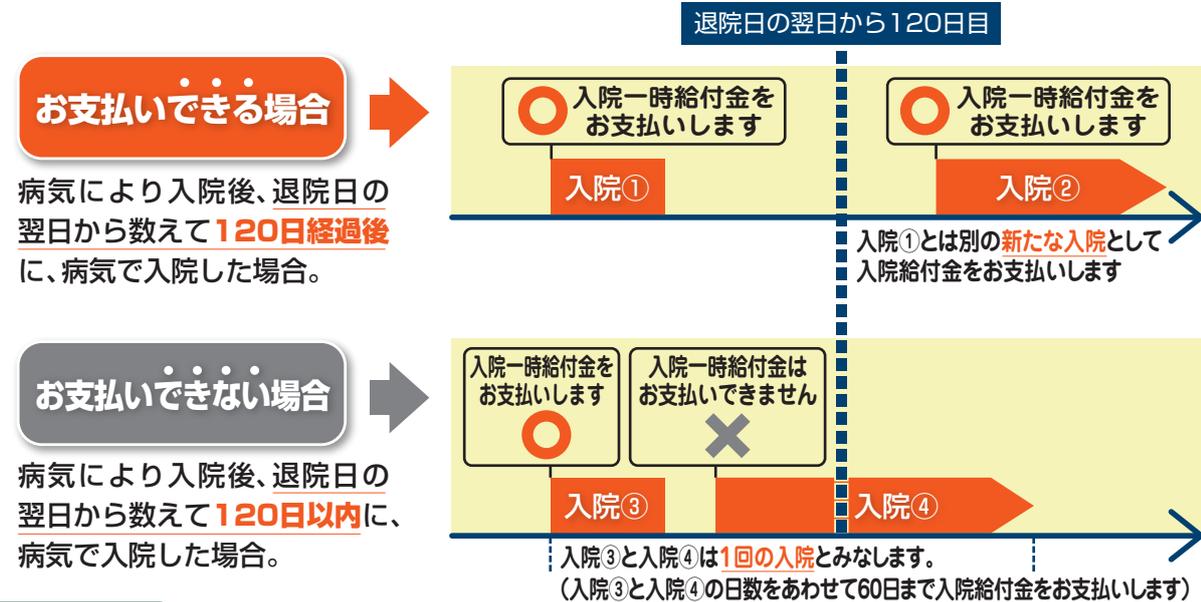
第1条(入院給付金の支払限度の型)抜粋

1.入院給付金の支払限度の型は、つぎのとおりとします。

入院給付金の支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院についての入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	災害入院給付金	60日	1,095日
	疾病入院給付金	60日	1,095日
120日型	災害入院給付金	120日	1,095日
	疾病入院給付金	120日	1,095日
240日型	災害入院給付金	240日	1,095日
	疾病入院給付金	240日	1,095日

入院給付金のお支払い(複数回の入院)

新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」(60日型)、入院一時給付特約Dの場合



解説

- 複数回の入院をした場合でも、以下のケースでは1回の入院とみなします。
 - ・病気により複数回入院した場合、**疾病入院給付金をお支払いする最終の入院の退院日の翌日から数えて120日以内に開始した入院は、同一の病気であるか否かにかかわらず**1回の入院とみなします。
 - ・不慮の事故により複数回入院した場合、**災害入院給付金をお支払いする最終の入院の退院日の翌日から数えて120日以内に開始した入院は、同一の不慮の事故であるか否かにかかわらず**1回の入院とみなします。
- 上記事例の入院給付金と入院一時給付金のお支払いは以下のとおりです。

【入院給付金】

- ・入院②は、入院①の退院日の翌日から数えて120日経過後に入院を開始しているため、新たな入院となります。入院①・入院②ともにそれぞれ支払限度までお支払いの対象となります。
- ・入院④は、入院③の退院日の翌日から数えて120日以内に入院を開始しているため、1回の入院とみなします。入院③と入院④の入院日数を合わせて支払限度までお支払いの対象となります。

【入院一時給付金】

- ・「入院一時給付特約D」を付加されている場合、**1回の入院について入院一時給付金を1回お支払いします。**
- ・入院②は新たな入院であるため、入院①と入院②でそれぞれ入院一時給付金をお支払いします。
- ・入院③と入院④は、あわせて1回の入院とみなしますので、入院一時給付金のお支払いは1回のみとなります。

ご注意

特約によっては、支払の条件が異なる場合があります。

約款記載の一例

〈新総合医療特約D条項(H22)〉

第4条(疾病入院給付金の支払に関する補則)抜粋

- 4.被保険者が第2条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、**それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。**ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の**退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。**

〈入院一時給付特約D条項〉

第2条(入院一時給付金の支払に関する補則)抜粋

- 3.入院一時給付金の支払回数の限度はつぎの各号のとおりとします。
- (1)1回の入院についての入院一時給付金の支払は1回限りとします。また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時給付金の支払は1回限りとします。
- (ア)入院を2回以上した場合で、新総合医療特約D条項(H22)の規定(中略)により1回の入院とみなされるとき

事例

10

入院給付金のお支払い(検査のための入院の取り扱い)

お支払いできる場合

『血便』が出たため病院で受診したところ、医師より「原因を調べるため検査が必要です」と言われ、検査目的で入院をした場合。

『血便』という、身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院であるため、病気に対する治療の一環として、



入院給付金をお支払いします

お支払いできない場合

定期健康診断目的で人間ドックを受けるため入院をした場合。

人間ドックは、病気やけがの治療を目的としない、検査を目的とした入院であるため、



入院給付金はお支払いできません

解説

- 入院給付金は、病気やけがの治療を目的として入院したときにお支払いします。健康診断や人間ドックなど、病気やけがの治療を目的とせず、検査を目的として入院したときにはお支払いできません。
- 何らかの身体の異常があったため病院で受診し、治療をするにあたって検査が必要であるとの医師の指示で入院した場合は「治療を目的とした入院」と判断されるため、入院給付金をお支払いします。

約款記載の一例

〈新総合医療特約D条項(H22)〉

第2条(給付金の支払)抜粋

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
疾病入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1)この特約の責任開始期以後に発病した疾病の 治療を目的とする入院 であること

事例

11

先進医療給付金のお支払い

『無配当先進医療特約』の場合

お支払いできる場合

療養を受けた時点で、先進医療ごとに定められた適応症に対し**厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院**で厚生労働大臣が定める先進医療を受けた場合。

約款で定める「先進医療」に該当するため、

先進医療給付金をお支払いします

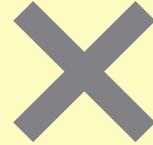


お支払いできない場合

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院で、先進医療として列挙されている医療技術を受けた場合。

約款で定める「先進医療」に該当しないため、

先進医療給付金をお支払いできません



解説

- 療養を受けた時点で、つぎの(1)(2)のいずれも満たす厚生労働大臣が定める先進医療に該当する場合、先進医療給付金をお支払いします。
 - (1) 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める適応症(対象となる病気・ケガ・それらの症状)に対して行われたものである
 - (2) 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けたものである
- 先進医療には、手術のほか、検査・診断・投薬などもあり、これらもお支払いの対象となります。
- 先進医療を受けるにあたっては、一般的に、治療内容や費用などについて主治医から説明を受け、その内容について十分納得したうえで、同意書に署名し、治療を受けることとなります。
- 先進医療に該当する医療技術やその適応症、実施している病院または診療所については、第一生命ホームページ(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)の「先進医療情報ステーション」をご覧ください。
- 先進医療給付金をお支払いする場合、あわせて先進医療一時給付金をお支払いします。ただし、先進医療一時給付金は、同じ先進医療による療養を複数回受けた場合でも、1回のみのお支払いとなります。

約款記載の一例

〈無配当先進医療特約条項〉

第1条(給付金の支払)抜粋

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する療養を受けたとき (1) この特約の責任開始期(復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害を直接の原因とする療養であること (2) 別表2に定める公的医療保険制度における別表3に定める先進医療による療養(以下「先進医療による療養」といいます。)であること
先進医療一時給付金	この特約より先進医療給付金支払われるとき

別表3 先進医療

「先進医療」とは、療養を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

事例

12

特定疾病保険金のお支払い(悪性新生物=がん)

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」の場合

お支払いできる場合

たとえば病理組織診断の結果、『**骨肉腫**』や『**悪性リンパ腫**』であった場合。

約款所定のがんに該当するため、

特定疾病保険金をお支払いします



お支払いできない場合

たとえば病理組織診断の結果、『**子宮頸部の上皮内がん**』や『**乳房の非浸潤がん**』であった場合。

上皮内がん(非浸潤がんを含みます。)は約款所定のがんではないため、

特定疾病保険金をお支払いできません



(※)上皮内がん(非浸潤がんを含みます。)と診断されても、お支払いできる場合があります。以下の「ご注意」欄をご確認ください。

⚠ 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス」が付加されている場合は、以下の「ご注意」欄をご確認ください。

解説

- 約款所定のがん(肉腫や白血病などを含みます。)にかかり、かつ医師により診断確定された場合に特定疾病保険金をお支払いします。
 - ただし、以下に該当するような場合は、約款でお支払いの対象から除外されています。
 - ・上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんなどを含みます。)
 - ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
 - ・生まれて初めてのがんではないもの
 - ・責任開始期の属する日から数えて90日以内にかかった乳がん
- (※)診察において上皮内がんの説明を受けたときでも、部位によっては、約款に定める上皮内がんにあらず、お支払いの対象となることがあります。

ご注意

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス」の場合

たとえば「子宮頸部の上皮内がん・高度異形成」などの上皮内新生物、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんもお支払いの対象となります。

約款記載の一例

〈5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項〉

第1条(特約保険金の支払)および表1 抜粋

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	表1 対象となる悪性新生物の定義
(1)被保険者がこの特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、生まれて初めて悪性新生物(表1)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定(病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。(中略))されたとき	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。 ただし、上皮内癌(D00-D09)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌(C44)を除く。

事例

13

特定疾病保険金のお支払い(急性心筋梗塞)

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」の場合

お支払いできる場合

『急性心筋梗塞』と診断され、さらに、**受診から60日以上労働制限を必要とする状態が続いたと医師によって診断された場合。**

約款で定める『急性心筋梗塞』に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日から**60日以上、労働制限を必要とする状態が続いているため、**

特定疾病保険金をお支払いします



お支払いできない場合

『急性心筋梗塞』と診断されたが、その後まもなく症状は治まり、**60日以上労働制限は不要であると医師によって診断された場合。**

初めて医師の診療を受けた日から**60日以上労働制限は不要であると医師に診断されているため、**

特定疾病保険金をお支払いできません



⚠ 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス」が付加されている場合は、以下の「ご注意」欄をご確認ください。

解説

- 約款で定める「急性心筋梗塞」を発病し、**初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したことを医師によって診断されたときに、**特定疾病保険金をお支払いします。
- 約款で定める「急性心筋梗塞」とは、以下「約款記載の一例」の**「対象となる急性心筋梗塞の定義」の条件をすべて満たす場合**をいいます。「狭心症」、「心筋症」、「心不全」などは、約款で定める「急性心筋梗塞」には該当しませんので、特定疾病保険金はお支払いできません。

ご注意

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス」の場合

労働制限を必要とする状態が60日以上継続していなくても、「急性心筋梗塞」の治療を目的として1日以上入院した場合もお支払いの対象となります。

約款記載の一例

〈5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項〉

第1条(特約保険金の支払)および表1 抜粋

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	表1 対象となる急性心筋梗塞の定義
(2)被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につきのいずれかの状態に該当したとき (ア)急性心筋梗塞(表1)を発病し、 その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(中略)が継続したと医師によって診断されたとき	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

事例

14

特定疾病保険金のお支払い(脳卒中)

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」の場合

お支払いできる場合

突然、左半身まひが出現したため病院で受診し、『脳梗塞』と診断され、さらに**その日から60日以上、まひの後遺症が続いたと医師によって診断された**場合。

約款で定める『脳卒中』に該当し、かつ初めて医師の診療を受けた日から**60日以上、左半身まひの後遺症が続いている**ため、

特定疾病保険金をお支払いします



お支払いできない場合

突然、ろれつが回らなくなったため病院で受診し、『脳梗塞』と診断されたが、診断から2週間後には**症状がなくなった**場合。

初めて医師の診療を受けた日から**60日以上、他覚的な後遺症が続いていない**ため、

特定疾病保険金をお支払いできません



⚠ 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」、5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス」が付加されている場合は、以下の「ご注意」欄をご確認ください。

解説

- 約款で定める「脳卒中」を発病し、**初めて医師の診療を受けた日から60日以上、まひや歩行障害、言語障害などの後遺症が続いたと医師によって診断された**ときに、特定疾病保険金をお支払いします。
- 約款で定める「脳卒中」とは、以下「約款記載の一例」の**「対象となる脳卒中の定義」の条件をすべて満たす場合**をいいます。「外傷性くも膜下出血」、「脳動脈瘤(破裂していないもの)」、「一過性脳虚血発作」などは、約款で定める「脳卒中」には該当しませんので、特定疾病保険金はお支払いできません。

ご注意

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」

5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約「シールドプラス」の場合

まひや歩行障害、言語障害などの後遺症が60日以上継続していなくても、「脳卒中」の治療を目的として1日以上入院した場合もお支払いの対象となります。

約款記載の一例

〈5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項〉

第1条(特約保険金の支払)および表1 抜粋

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	表1 対象となる脳卒中の定義
(2)被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に下記のいずれかの状態に該当したとき (イ)脳卒中(表1)を発病し、 その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が続いたと医師によって診断された とき	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

事例

15

介護保険金のお支払い

5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約「アシストセブン」の場合

介護保険金のお支払事由

つぎの(1)(2)いずれかに該当した場合

(1) 公的介護保険制度における要介護2以上の状態に該当し、要介護2以上との認定を受けたとき

(2) 当社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日間継続したとき

*当社所定の要介護状態については、以下の「解説」欄をご確認ください

(2)の例

お支払いできる場合

『脳梗塞』による後遺症によって右記のような状態が180日間継続した場合。

5m以上歩くには杖が必要



かつ

入浴の際、浴槽の出入りに手を貸してもらわなくてはならない



かつ

用を足す際、便器の周りなどを汚してしまう



お支払いできない場合

『脳梗塞』による後遺症によって歩くには杖が必要な状態となったが、その他の日常生活動作は、全て自分で行うことができる場合。

5m以上歩くには杖が必要



でも

以下の日常生活動作は、誰の手も借りずに全て自分でできる

- 入浴
- 排せつ
- 清潔・整容(洗顔、つめ切り、整髪、はみがき)
- 衣服の着脱

⚠ 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」が付加されている場合は、以下の「ご注意」欄をご確認ください。

解説

□当社所定の要介護状態とは、つぎの「I」「II」のいずれにも該当した状態をいいます。

I つぎの①～③のいずれかに該当すること

① ベッド柵などにつかまらなくては寝返りできない



② 補助用具などを用いなければ歩行(※)ができない



③ 器質性認知症を原因とした見当識障害と、所定の問題行動が5つ以上ある



II つぎの①～④の2項目において介護を要する状態で、うち1項目は全面的な介護を要する状態にあること

① 入浴



② 排せつ



③ 清潔・整容



④ 衣服の着脱



(※)「歩行」とは、歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くことをいいます。

ご注意

5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約「アシストセブンプラス」の場合

公的介護保険制度において要介護1との認定を受けたときも **お支払いの対象となります。**

約款記載の一例

〈5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約条項〉

表4 対象となる要介護状態(抜粋)

対象となる要介護状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる要介護状態
(1) 別表3に定める公的介護保険制度における別表4に定める要介護2以上の状態に該当し、別表5に定める要介護認定において要介護2以上の認定を受けたもの
(2) つぎのア.またはイ.のいずれかの状態に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したもの ア. つぎのア.および(イ)のいずれにも該当する状態 (ア) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに規定する介護を要する状態 (イ) 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態 イ. つぎのア.および(イ)のいずれにも該当する状態 (ア) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する問題行動が5項目以上みられる状態 (イ) 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

事例

16 不慮の事故の判断

傷害特約Dの場合

お支払いできる場合

階段で足をすべらせて転落し、頭を強打して『急性硬膜下血腫』を起こし、亡くなられた場合。

急激かつ偶発的な外来の事故であり、「不慮の事故」に該当するため、

災害保険金をお支払いします



お支払いできない場合

『脳梗塞』の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難な状態となっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息して亡くなられた場合。

病気により食物を飲み込むことが困難な方の窒息は、「不慮の事故」に該当しないため、

災害保険金はお支払いできません



解説

- 災害保険金は、約款で定める「対象となる不慮の事故」を原因として死亡された場合にお支払いするものです。
- 「対象となる不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**をいいます。
- ただし、約款に定める「不慮の事故に該当しないもの」にあたる場合は、「対象となる不慮の事故」に該当せず、災害保険金はお支払いできません。

ご注意

入院給付金については、「対象となる不慮の事故」に該当しないため災害入院給付金をお支払いできない場合であっても、疾病による入院に対してお支払いできる特約がついている場合は、疾病入院給付金をお支払いします。

約款記載の一例

〈傷害特約D条項〉

別表2 対象となる不慮の事故(抜粋)

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急 激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)
偶 発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外 来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの(抜粋)

3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
-----------------------	--

17

重大な過失による免責

傷害特約Dの場合

お支払いできる場合

うっかり居眠り運転をしてしまい、電柱に衝突し、亡くなられた場合。

運転中にうっかり居眠りをしてしまった行為は、重大な過失（著しい不注意）とはいえないため、

災害保険金をお支払いします



お支払いできない場合

危険を認識できる状況であったにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなられた場合。

危険な行為であることが予想できたにもかかわらず、高速道路を逆走したことは、**重大な過失（著しい不注意）に該当する**ため、

災害保険金はお支払いできません



解説

- 契約や特約ごとに災害保険金や給付金などをお支払いできない場合（免責事由）を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合には、保険金などはお支払いできません。
- 災害保険金の免責事由には、「被保険者の故意または重大な過失」のほか、以下の「約款記載の一例」の事項があります。
- 重大な過失とは、**著しい不注意**をいいます。重大な過失の判断にあたっては、客観的、一般的な視点から、著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮し、医学的、法的な観点をふまえて慎重に判断します。
- 死亡保険金、高度障害保険金および給付金なども別途免責事由を定めています。**

約款記載の一例

〈傷害特約D条項〉

第2条（災害保険金および障害給付金の支払）抜粋

	支払事由に該当しても災害保険金・障害給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害保険金	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

保険金などをお支払いできないその他の代表例

11～28ページにあげた具体的な事例のほかにも、お支払いできない場合があります。以下にその代表例をあげていますので、ご確認ください。
お支払いできない場合は、契約内容や特約の種類によって異なります。詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

1 支払事由に該当しない場合

保険金などは、**約款に定める支払事由**に該当する場合にお支払いします。

以下は、給付金の**支払事由に該当しないため、お支払いできない場合の代表例**です。

□約款に定める入院に該当しない場合

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所(※)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、この「入院」に該当しないときは、入院給付金をお支払いできません。「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識などに照らして判断いたします。

(※)介護老人保健施設などは含みません。

□新総合医療特約D「医のいちばん」の手術後集中治療給付金で、約款に定める集中治療室管理に該当しない場合

手術後集中治療給付金は、手術給付金が支払われる手術を受けた場合で、その手術に引き続き、所定の集中治療室管理を受けたときにお支払いします。以下は、約款に定める集中治療室管理に該当しないため、お支払いできません。

- ・ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料などが算定される診療行為を受けた場合
- ・日本国外で集中治療室管理を受けた場合

2 お支払いに制限がある場合

保険金などは、お支払いに制限がある場合があります。

以下は、**新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」や無配当定期医療保険「メディカルエール(定期型)」の場合で、給付金のお支払回数などに制限がある代表例**です。

【手術給付金】

□一定期間内に同一の手術を複数回受けても、手術給付金は1回のみのお支払いとなる場合

以下に該当する手術は、最初に手術を受けた日から数えて14日の間に同一の手術を複数回受けた場合、手術給付金の金額が最も高い1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。金額が同じ場合は、いずれか1回のお支払いとなります。

- ・医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術(※1・2)
- ・手術給付金のお支払いの対象となる先進医療に該当する手術
(※1)手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。
(※2)2018年4月時点で、網膜光凝固術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術などの手術が該当します。(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。)

■(例) 右腎結石に対する体外衝撃波腎・尿管結石破碎術を外来で複数回受けた場合



□手術料が1日につき算定される診療行為を受けた場合

医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定される診療行為(※1・2)を2日以上にわたって受けた場合、2日目以降も1日につき手術料が算定されますが、初日に受けた診療行為が手術に該当するため、手術給付金は初日のみお支払いします。

(※1)手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

(※2)2018年4月時点で、大動脈バルーンパンピング法、人工心肺などが該当します。(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。)

■(例)急性心筋梗塞で大動脈バルーンパンピング法を受けた場合



【放射線治療給付金】

□放射線を常時照射する治療を受けた場合

放射性物質の体内への埋込などにより放射線を絶えず照射し続ける治療(※)を2日以上にわたって継続して受けられたときは、治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療給付金をお支払いします。

(※)密封小線源永久挿入療法などが該当します。

3 免責事由に該当する場合

支払事由に該当する場合であっても、**約款に定める免責事由**に該当する場合は保険金などをお支払いできません。以下は、**免責事由に該当するため、お支払いできない場合の代表例**です。

《死亡保険金の免責事由》

□責任開始期から所定の期間内の被保険者の自殺(※)

(※)精神障害などにより正常な判断能力がない状態で亡くなられた場合には、死亡保険金をお支払いできることがあります。

□契約者や死亡保険金受取人の故意によって被保険者が死亡したとき
など

《災害保険金・入院給付金の免責事由》

□被保険者の精神障害を原因とする事故によって死亡、または入院をした場合

□被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって死亡、または入院をした場合

□被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によって死亡、または入院をした場合
など

4 詐欺行為や保険金の不法取得目的などがあった場合

以下に該当する場合は、ご契約は解除、取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

□「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」「保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる(※)」などの重大事由があった場合

□契約のご加入や復活に際して詐欺行為や保険金などを不法に取得する目的があった場合

(※)契約日や更新日などが2012年4月2日以降の契約が対象となります。

5 契約が失効した場合

保険料の払い込みがなかったため契約が失効した後に、保険金などの支払事由に該当された場合は、保険金などのお支払いはできません。

保険金などをお支払い
できないその他の代表例

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1
電話 03-3216-1211(大代表)
インターネットホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>

お届けしたのは…